

## 特別支援教育に関する実践研究充実事業委託要項

平成 25 年 5 月 16 日  
平成 26 年 2 月 3 日一部改正  
平成 29 年 2 月 21 日一部改正  
平成 30 年 2 月 9 日一部改正  
平成 31 年 1 月 22 日一部改正  
令和 2 年 3 月 12 日一部改正  
初等中等教育局長決定

### 1. 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになっている。

さらに、中央教育審議会における新学習指導要領等に関する答申においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示された。こうしたことから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施にあわせ、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、その成果を全国の特別支援学校へ普及していく必要がある。

本事業は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究等に取り組み、その成果を全国へ普及することによって特別支援教育の推進を図る。

また、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・分析を行うとともに、教育課程等の研究開発を行う。

### 2. 委託事業の内容

地域や学校の実態等に応じて次の事業内容を実施する。

- (A) 新学習指導要領に向けた実践研究
  - ① 新学習指導要領に向けた実践研究
  - ② 新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究
- (B) 政策課題対応型調査研究
- (C) 政策課題対応型先導研究

### 3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

#### (A) 新学習指導要領に向けた実践研究

- ① 新学習指導要領に向けた実践研究
  - ・都道府県教育委員会
  - ・市町村教育委員会（指定都市を含む）
  - ・附属学校（特別支援学校に限る）を設置する国立大学法人
  - ・特別支援学校を設置する学校法人
- ② 新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究
  - ・法人格を有する団体

#### (B) 政策課題対応型調査研究

- ・法人格を有する団体

#### (C) 政策課題対応型先導研究

- ・都道府県教育委員会
- ・市町村教育委員会（指定都市を含む）
- ・附属学校（特別支援学校に限る）を設置する国立大学法人
- ・特別支援学校を設置する学校法人

### 4. 委託契約期間

本事業の委託契約期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

### 5. 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする団体等は、別途定める公募要領等に従って、事業実施計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、有識者等からなる審査評価委員会を設置して、上記(1)により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、事業を委託する団体等を決定し、当該団体等と委託契約を締結する。

なお、審査評価委員会は、委託後も、受託団体等において適切な事業遂行がなされるよう事業実施中の助言等を行い、また、事業終了後の事業評価等を行うことができる。

## 6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、支払いが必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、研究開発実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用により経費区分間で増減する額が委託費の総額の 20%を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から 5 年間保存する。
- (6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、本事業の一部を再委託することができるが、再々委託を行うことはできない。

## 8. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書を完了又は廃止の承認の日から 30 日以内又は契約最終日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出するものとする。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記 8 により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者等による連絡協議会を開催することができる。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項については別に定める。